

## 西北五環境整備事務組合障害者活躍推進計画

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 機関名                        | 西北五環境整備事務組合   |
| 任命権者                       | 管理者 佐々木 孝昌  |
| 計画期間                       | 令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）   |
| 西北五環境整備事務組合における障害者雇用に関する課題 | <p>西北五環境整備事務組合においては、職員総数が31名の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は実施していない。</p> <p>今後障害者である職員が在職することとなった場合は、障害者である職員の活躍推進を図るため、組織的な体制整備を行う必要がある。</p>  |
| 目標                         |   |
| ①採用に関する目標                  | 職員募集を行う際には、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。  |
| ②定着に関する目標                  | <p>特になし</p> <p>※今後、障害者である職員が在職することとなった場合は、定着状況データを把握する予定である。</p>  |
| 取組内容                       |   |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備         | <p><b>【基本的な考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、次長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、次長を障害者である職員の相談窓口とする。</li> </ul>  |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | ○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望をふまえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> </ul> |
| 4. その他                     | 障害者の活躍及び支援に係る各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進する。   |